

# 寒河江市原油価格物価高騰等影響緩和一時支援金

原油価格及び物価の急激な高騰の影響に伴い利益が減少し、厳しい経営環境に置かれている中小企業者を支援します！

## 【対象事業者】 次のいずれにも該当する事業者

### (1) 市内に本社又は本店がある中小企業者（以下参照）

業種	資本金の額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業 その他（下記以外）の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※「資本金の額」又は「常時使用する従業員数」のいずれかが該当すること

※複数の事業者の所在地が同一の建物に所在し、代表者が同一人物、親子又は配偶者である場合は1事業者とみなし、代表する1事業者からの申請のみ受け付けるものとする

### (2) 主たる事業が別表「業種一覧」に掲げる業種の事業者

### (3) 令和4年3月以前から事業を開始している事業者で今後も事業継続の意思があること（令和4年1月～3月までに事業を開始した事業者については、寒河江市商工会の経営指導を受けていること）

### (4) 年間売上金額が100万円以上の事業者

※年間売上金額とは…直近の確定申告書又は住民税申告書における年間売上金額をいいます。ただし、事業開始後間もないことにより申告における事業月数が12に満たない場合又は申告時期をむかえていない場合は、以下の計算式により算定した金額を年間売上金額とします。

《計算式》 1月当たりの売上金額の平均額 × 12月

### (5) 令和4年4月から令和4年9月までの間の連続する任意の3か月（算定対象期間）の売上金額に対する利益率が令和元年から令和3年までの同時期（比較対象期間）と比較して5%以上減少した事業者

※事業開始後間もないことにより比較対象期間が3か月に満たない場合は、事業を開始した日から算定対象期間の前日までのうち、連続する3か月の利益率と比較。

$$\boxed{\text{比較対象期間の利益率}} - \boxed{\text{算定対象期間の利益率}} = \underline{\underline{5\%以上減少}}$$

◎ 売上に対する利益率（%）＝

（収入金額（売上等）－ 売上原価（仕入）－ 影響対象経費）／収入金額 × 100

※影響対象経費とは

（荷造運賃費、水道光熱費、消耗品費、修繕費・外注工（人件費相当分を除く）、その他経費（事業で使用する車両のガソリン代等）

- (6) 性風俗関連特殊営業及び暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している事業者でないこと。
- (7) 市税等の滞納がない（納税相談を含む）
- (8) 令和4年度寒河江市燃油価格高騰支援給付金又は令和4年度寒河江市農業経営緊急応援事業（応援金給付事業）の給付を受けていない又は受ける予定がない。

### 【支援金の額】

年間売上金額	支援金の額	
	個人事業主	法人
100万円以上 5,000万円未満	5万円	10万円
5,000万円以上 1億円未満	7万円	15万円
1億円以上	10万円	20万円

### 【申請書類】

- (1) 寒河江市原油価格物価高騰等影響緩和一時金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 一時支援金利益率減少計算書（様式第2号）
- (3) 支援金振込先口座の通帳の写し（口座番号・名義（カタカナ）で表示されているページ）
- (4) 確定申告書又は住民税申告書の写し  
 《法人》①確定申告書別表一の写し ②法人事業概況説明書の写し  
 《個人：青色申告》①確定申告書第一表の写し ②所得税青色申告決算書の写し  
 《個人：白色申告》①確定申告書第一表の写し ②収支内訳書の写し  
 《個人：住民税申告》①市民税・県民税申告書の写し ②収支内訳書の写し  
 ※事業開始後、まだ申告時期をむかえていない事業者については  
 法人…履歴事項全部証明書の写し 個人事業主…開業届出書の写し 等
- (5) 算定対象期間と比較対象期間の売上金額及び影響対象経費が確認できる資料  
 （売上台帳や帳簿など対象経費が確認できるもの）

※申請書等様式は市ホームページからダウンロードできます。

◆提出期限 令和4年12月28日（水）

◆提出先 〒991-8555 寒河江市中央一丁目8番38号  
 お問合せ 寒河江市緊急経済対策事業実行委員会  
 寒河江市商工会 ☎0237-86-1211

### 【お問合せ】

〒991-8601 寒河江市中央一丁目9番45号  
 寒河江市商工推進課商工振興係 ☎0237-85-1492